

いきいきデイもやい志和 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護サービスの目的

介護保険法に基づく関係法令及び契約書に従い、居宅において要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえた適切な認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供することにより、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上のお世話や機能訓練を行います。又、利用者の社会的孤立感の解消や心身の機能の維持・改善並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援致します。

2 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 会社名 | 有限会社 ドリーム・アンド・ライフ |
| (2) 所在地 | 東広島市志和町冠584番地 |
| (3) 電話番号 | 082-433-3899 |
| (4) 取締役社長 | 久保田 勝彦 |
| (5) 設立年月日 | 平成16年11月12日 |

3 認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供する事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | いきいきデイもやい志和 |
| (2) 所在地 | 東広島市志和町冠584番地 |
| (3) 電話番号 | 082-433-3848 |
| (4) ファックス番号 | 082-433-3893 |
| (5) 指定事業者番号 | 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所事業所
平成24年4月1日指定 3492500180号 |
| (6) 管理者氏名 | 上杉 俊司 |
| (7) 当事業所の運営方針 | ① 事業所の職員は、要介護者・要支援者の方々の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助、心身機能や日常生活動作の維持・改善訓練、その他の生活全般にわたる援助を行います。
② 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 |

4 事業実施地域及び営業時間、利用定員

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| (1) サービス提供地域 | 東広島市志和町・八本松町・西条町・福富町 |
| (2) 営業日 | 月曜日～土曜日 |
| (3) 定休日 | 日曜日、12月31日～1月2日 |
| (4) 営業時間 | 8時30分～17時00分 |
| (5) サービス提供時間と延長サービス時間 | 9時30分～16時40分（サービス提供時間：7時間10分） |
| (6) 送迎時間 | 迎え： 8時30分～ 9時30分 |

送り：16時40分～17時30分
 (7) 利用定員 12人

5 職員体制

	常勤専任	常勤兼務	非常勤専任	非常勤兼務	計	資格等
管理者		1人			1人	社会福祉主事 介護支援専門員 介護福祉士
生活相談員		3人			3人	介護福祉士
介護職員	1人	3人	1人		5人	介護福祉士
看護職員		1人			1人	看護師
機能訓練指導員		1人			1人	看護師

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護計画の作成と同時に契約を締結後、サービス提供を開始致します。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
 まずはお電話などでお申し込み下さい。当社職員がお伺いしてご説明致します。
 また、施設の見学・1日体験もできます。お気軽にご連絡下さい。
- ② 要介護者又は要支援者であって且つ、主治医の意見書等で認知症と認められている方が対象です。
- ③ 以下の書類をお持ちの方はご用意下さい。

- ・介護保険被保険者証
- ・健康保険被保険者証
- ・高齢受給者証
- ・身体障害者手帳（障害のある方）
- ・原爆手帳
- ・生活保護手帳

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
 サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
 やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月前までに、文書で通知致します。
- ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
 - ・利用者が亡くなった場合
- ④ 契約解除
 - ・当事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・守秘義務に反した場合
 - ・利用者や家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することで、利用者は即座に契約を解約することができます。
 - ・当事業者が破産した場合は、利用者に文書で通知することで、即座に契約を解約することができます。
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう

に催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合は、文書で通知することで、当事業者におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

- ・利用者や家族などが、当事業者や当事業者のサービス従業者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業者におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・利用者に、病気・怪我などで健康上に問題がある場合は、当事業所におけるサービスのご利用をお断りする場合があります。
- ・当事業所における当日の健康チェックにおいて、利用者の容態が極端に悪い場合、サービス内容の変更、又は、サービスの提供を中止する場合があります。
- ・当事業所のサービス利用中に、利用者の体調が悪くなった場合、サービス提供を中止する場合があります。その場合は、家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・利用者に、他の利用者の健康に悪影響を与える可能性のある疾患（感染症等）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告して下さい。利用者の疾患（感染症等）が治癒するまで、当事業所におけるサービスの利用はお断りさせていただきます。
- ・サービスのご利用時は、多額の金銭・貴重品類は持参しないで下さい。又、利用者間での金銭の貸し借り・物品の貸し借り・食べ物のやりとりはご遠慮下さい。

7 サービス内容

当事業所は、利用者に認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供致します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

ご契約に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅介護サービス又は介護予防居宅介護サービス計画がある場合には、それを踏まえた認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護計画に定められます。

① 送迎

ご自分での通所ができない方に対し、ご家庭まで送り迎えを致します。

② 健康チェック

血圧の測定や体調のチェックなどを、サービスを利用される際に実施することにより、体調の維持・管理の援助を致します。

③ 食事サービス（介護保険給付外サービスとなります）

給食サービスや食事介助のサービスを行います。

④ 入浴サービス

入浴が困難な方に対し、入浴の介助や見守り支援などをします。

⑤ 排泄支援サービス

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な支援を行います。

⑥ 生活相談

日常生活などに対する相談を受けると共に、解決のための支援を行います。

⑦ 機能訓練・日常生活動作訓練・個別訓練及びレクリエーション

作業療法士や看護師の計画・支援の基に行う個別訓練や集団活動により機能訓練や日常生活動作訓練などを行います。それにより、心身機能の活性化や体力の維持・向上を図れるように支援致します。

レクリエーションを通じた訓練は利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

8 利用料金

要介護・要支援と認定された方：1回あたりの単位

	所要時間3 時間以上4 時間未満	所要時間4 時間以上5 時間未満	所要時間5 時間以上6 時間未満	所要時間6 時間以上7 時間未満	所要時間7 時間以上8 時間未満
要支援1	4 7 5	4 9 7	7 4 1	7 6 0	8 6 1
要支援2	5 2 6	5 5 1	8 2 8	8 5 1	9 6 1
要介護1	5 4 3	5 6 9	8 5 8	8 8 0	9 9 4
要介護2	5 9 7	6 2 6	9 5 0	9 7 4	1 1 0 2
要介護3	6 5 3	6 8 4	1 0 4 0	1 0 6 6	1 2 1 0
要介護4	7 0 8	7 4 1	1 1 3 2	1 1 6 1	1 3 1 9
要介護5	7 6 2	7 9 9	1 2 2 5	1 2 5 6	1 4 2 7

加算

No.	加算項目	単位
1	若年性認知症利用者受入加算	6 0 (日毎)
2	入浴介助加算Ⅰ	4 0 (日毎)
3	事業所が送迎を行わなかった場合の減算	－4 7 (日毎)
4	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	単位数の合計174×／1000(月毎)

- ・地域区分 東広島市 7級地 認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護 単価 10.17円
- ・総単位数×10.17＝A(介護保険サービス総費用)
A×90%(80%,70%)＝B(保険請求額)
A－B＝C(利用者負担額)
- ・介護保険負担割合証が2割の方は上記の保険請求額の計算式が80%となり、介護保険利用者負担額は2割となります。
- ・介護保険負担割合証が3割の方は上記の保険請求額の計算式が70%となり、介護保険利用者負担額は3割となります。
- ・食費は、1食あたり550円、おやつ100円を頂きます。
- ・昼食のキャンセルが、ご利用当日の午前8時30分を超えた場合は、当日の昼食のキャンセルは出来ないため実費を徴収させていただきます。
- ・入浴介助加算は、利用した項目のみが加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、区分支給限度基準額の算定対象外となります。
- ・他の実費として、紙おむつ代140円、パット代25円、手芸等の材料費をご使用時に頂きます。
- ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービスの利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(「償還払い」といいます)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
- ・通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として頂きます。

9 料金のお支払いの方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求致します。翌月27日にご指定の金融機関から口座引き落としさせていただきます。

10 その他の留意事項

当事業所職員は、利用者に対する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- (1) 医療行為
- (2) 利用者もしくはその家族等からの金品等の授受
- (3) 利用者の家族等に対する認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供
- (4) 利用者もしくはその家族等の同意がない飲酒及び喫煙
- (5) 利用者もしくはその家族等に対して行う、宗教活動や政治活動
- (6) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

11 苦情の受け付けについて

苦情を解決するための体制・手順は以下の通りです。

- (1) 苦情受付担当者は受け付けた苦情について「苦情等受付書」を作成し、苦情解決責任者及び第三者委員に報告します。但し、苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除きます。第三者委員は苦情の内容を確認後、「苦情等受付報告書」を作成し、報告を受けた旨を苦情申出人に通知します。
- (2) 苦情解決責任者は苦情の解決にむけて、苦情申出人と誠意をもって話し合います。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の通りとします。
 - ・第三者委員による苦情内容の確認
 - ・第三者委員による解決案の調整及び助言
- (3) 苦情申出人に対し改善を約束した事項について、苦情解決責任者は苦情申出人及び第三者委員に対して、「苦情等解決報告書」を作成し、措置の結果等を報告します。
- (4) 苦情等の申出の状況及びその解決結果等について、事業所全体で共有するとともに、解決結果について、個人情報に関するものを除き、「事業報告書」に掲載し、公表します。

当事業所に対する苦情やご相談は以下で承ります。

○苦情担当窓口	いきいきデイもやい志和	
	管理者	上杉 俊司
	電話	082-433-3848
	FAX	082-433-3893
○第三者委員	受付時間	9:30～16:00
	東広島市民生委員	迫田 幸美
	電話	082-433-4041
	○苦情解決責任者	
○苦情解決責任者	デイサービスセンターもやい志和	
	取締役	久保田 勝彦
	電話	082-433-3899

○行政機関その他の苦情受付機関

東広島市 介護保険課	所在地	東広島市西条栄町8-29
	電話	082-420-0937
	受付時間	8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19-49 国保会館
	電話	082-554-0783
	受付時間	8:30～17:15

1 2 秘密保持の厳守

事業所は、自らが作成又は取得し保存している利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関連法規及び、事業所の諸規則に則り、適正な取り扱いを行います。業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は、厳守します。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様と致します。サービス担当者会議等、サービスを提供する上で必要な場合は、利用者や家族の個人情報をを用いることがありますので、ご了承下さい。事業所で作成、保存している利用者の個人情報、記録については、利用者及び代理人はいつでも閲覧できます。また実費にて複写することもできます。

1 3 身体拘束廃止に向けての取り組み

- (1) サービス提供にあたり、利用者自身や他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合は、その事由を利用者及び代理人等に【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- (3) 事業所は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を随時開催するなど、身体拘束廃止の取り組みをします。

1 4 感染症対策

- (1) 事業所は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所は、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施します。
- (3) 前2項のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

1 5 介護事故発生の防止

- (1) 事業所は、事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備します。
- (2) 事業所は、事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備します。

1 6 事故発生時及び緊急時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。又、緊急時に対応するために、主治医及び緊急連絡先は、予め確認させていただきます。サービス提供中に利用者の容態の急変等があった場合は、当該の連絡先及び、保険者、居宅介護支援事業者等へ連絡します。
- (2) 事故の状況や事業所が取った処置状況については記録に残します。
- (3) 事業所はサービスの提供にともなって、事業所の責めに帰する事由により、事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償します。

1 7 非常災害対策

- (1) 防災の対応：消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- (2) 防災設備：火災報知設備、スプリンクラー、避難誘導灯、粉末消火器等、必要整備を設けます。
- (3) 防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、職員及び利用者が参加する消火通報、避難訓練を年2回以上実施します。
- (4) 併設施設における非常災害対策を一体的に行います。

18 虐待防止における対策

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため指針を整備し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する担当者を設け、委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

18 その他

- (1) 通院・入退院時の送迎
緊急時を除き、通院・入退院時の送迎は、家族代表のご協力をお願いします。
- (2) 入院時の対応
入院中の対応は、家族代表でお願いします。

令和 年 月 日

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明をしました。

事業所 東広島市志和町冠584番地
いきいきデイもやい志和

説明者 (印)

私は重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所

氏 名 (印)

家族代表（続柄： ）
住 所

氏 名 (印)